

IAATO (国際南極旅行業協会) 野生生物ウォッチングに関する一般事項

はじめに

IAATOの野生生物ウォッチングに関する一般事項、および関連ガイドラインは、海洋環境に生息するクジラやアザラシ/アシカ、鳥類を鑑賞するにあたり、IAATO事業者に対して適切なガイドランス提供を目的としています。これらのガイドラインは、野生生物の生息環境に対して懸念される影響を最小限にとどめ、南極条約への環境保護に関する議定書の附属書II (Conservation of Antarctic Fauna and Flora) (南極動植物の保全) に準拠する方法を提案しています。それらのガイドラインは国内政府の法律に成り代わるものではありませんが、海洋環境への攪乱減少を目標とした補足の行動規範を規定しています。一部の国では、IAATOのガイドラインを超える、より厳しいガイドラインや規制が存在します。そして国の規制に違反すると罰金、懲役刑や極端な場合には、船舶の押収によって罰せられます。そのため、IAATO事業者はIAATOガイドラインの準拠だけでは、各国の法律および規制に対する違反や違反によって生じる罰則への防止に不十分である可能性に注意する必要があります。

海上衝突予防のための国際規則の遵守は、常に、国際規則のガイドラインを優先とします。

ガイドラインの適用対象となるIAATOメンバーの活動

鑑賞ツアー中に多くの野生動物がいる地域を航行する、航海士、乗組員、遠征隊のスタッフ、訪問者によって操縦されるあらゆる船、小型帆船、ヨット、ゾディアック船(エンジン付き高性能ゴムボート)、小型ボート、カヤック、またはSUPボードなど。

野生生物の生息地という固有の自然条件から、南極周辺のすべての海域でのジェットスキー、あらゆるタイプのサーフボード、カイトボード、スキムボード、ウインドボードなどは使用できません。

本ガイドラインのねらい:

- 野生生物への攪乱を最小限にする
- 責任観察を通して満足のいく野生生物ウォッチングを提供すると同時に、クジラ、アザラシ/アシカや海鳥を保護する。(乗客たちの多くは野生生物の環境保護に興味があり、事業者には高い行動基準が求められます)
- 短期的および長期的に動物の日常や季節ごとの普段の活動パターンを保持し、海洋野生生物の個体数に有害な影響を回避する。的確で慎重なボートの取り扱いによって野生生物に危害を与えることなく、安心した野生生物ウォッチングに導く。





船舶による影響を軽減する

船舶の運航によって懸念される影響とは、物理的な損傷、野生生物環境への干渉や破壊、ストレス、水中騒音や危険生物に身をさらす可能性を含みます。

また、動物たちが船外エンジンからのオイル漏れや船底の汚水の排出といった環境汚染物質レベルの上昇に身をさらすリスクもあるのです。

本推奨ガイドラインは、予測される環境攪乱を最小限に抑え、以下の行為を防止することとします：

- 重要給餌エリアの移動；給餌への攪乱；
- 繁殖および他の社会的重要な行動への攪乱；人間との接触地域回避による渡り鳥の定期的移動経路の変更；人間との接触によるストレス；
- 負傷；
- 死亡率の増加や生産性・生存率の低下（個体群・個体数の減少）。



航空機やヘリコプターの操作について

- ヘリコプターを含む航空機は、2004年南極条約決議2にある「Guidelines for the Operation of Aircraft near Concentrations of Birds in Antarctica」（南極にて鳥の集群周辺を飛行する際のガイドライン）に提示された内容に従う必要があります。

野生動物の巻き込みや座礁について

- 釣り道具などに巻き込まれた救助可能な動物は救助が必要です。このような状況には経験豊富なスタッフもしくは乗組員のみが対応し、保護服などの必要な予防措置を講じてください。アザラシアシカに噛まれると病気になる恐れがあり大変危険です。
- 動物の巻き込みが生じた際には必ず現場の写真を撮る必要があります。そして報告書に記入し、IAATOに送付してください。
- 救助が不可能な場合、緯度と経度を記した地理的位置、動物の種類、および巻き込みの種類などの詳細も記録してください。

経験豊富なスタッフが乗船する他の船舶からの援助を受けやすくするため、早急に事故を報告してください。

- 浮遊する死んだ動物や海岸に打ち上げられた「座礁」クジラ類を発見した場合には、詳細を記録し、IAATOに報告する必要があります。動物の種類識別のため、可能な場合には頭部の正面と側面を記録し、写真に収めてください。また、写真には、「定規」や「ソディアックパドル」といった測定の尺度を明記してください。動物の分解が進んでいた場合には、識別写真を使って個体を認識できるようフルーク（尾ひれ）と背びれ（存在する場合）をカメラで撮影してください。



個体識別と情報収集について

個体識別を行い、航海記録としてその動物の種類を記録することは、自然主義者に付託された権限の一部です。発見された緯度、経度とともに、種類の識別、および識別写真といった追加情報が明記された航海日誌は非常に貴重な記録となります。

これらの情報を収集する市民科学プロジェクトによる情報は、IAATOウェブサイトまたは iaato@iaato.org にて入手可能です。